

平成 2 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (6 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成28年6月29日(水)午前10時00分 四條畷市役所東別館201会議室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委員	長	山本	博資
職務代理	員	大村	民子
委員		原	知雅
委員		田伏	義孝
教育	長	藤岡	巧一

3 事務局出席者

教育部長	坂田 慶一	地域教育課長	杉本 一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口 文敏	教育部上席主幹(地域教育課担当)兼主任	村上 始
教育総務課長	阪本 律子	学校給食センター所長	林 雅弘
学校教育課長	芝田 孝人	図書館長	永野 国広
教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	河上 弘子	公民館長兼主任	勝村 隆彦
教育環境整備室上席主幹兼主任	谷口 隆史	教育総務課長代理兼主任	櫻井 康弘
		教育総務課	織田 紗樹

4 議事録作成者

教育総務課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第5号	四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例施行規則の一部改正について
議案 第6号	平成29年度使用四條畷市立小学校教科用図書採択について
議案 第7号	平成29年度使用四條畷市立中学校教科用図書採択について
議案 第8号	四條畷市社会教育委員の委嘱について

山本委員長	<p>只今から6月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、田伏委員にお願いします。</p>
田伏委員	はい、わかりました。
山本委員長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第5号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例施行規則の一部改正についてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	<p>報告第5号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例施行規則の一部改正について、四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例施行規則の一部を改正するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めます。提案理由は、国の幼稚園就園奨励費補助金制度において、幼児教育の無償化に段階的に取り組む観点から、多子世帯とひとり親世帯等の保護者負担を軽減するよう補助限度額および多子計算に係る年齢制限が改められましたため、所要の改正を行いたく、本案を提案させていただきます。</p> <p>折り込みで入れさせていただいています新旧対照表で説明させていただきます。改正に伴いまして、規則にさだめられている様式の変更を提案させていただきます。まず1枚目、事業計画書(様式第2号)につきましては、第2子の枠の中の(6)の前各号に掲げる世帯以外の世帯という欄をその下にある国庫補助の対象とならない階層という枠にあったものを、対象となる世帯に変更させていただいています。この変更は、第3子についても同じように変更させていただいております。今回の改正によりまして、第2子・第3子につきましては、所得階層において補助対象とならない階層がなくなりましたので、その点を反映させていただきました。</p> <p>次は、条例の様式第3号になります。保育料等減免措置に関する調書につきましても、先ほど報告させていただいた、変更点1つ目にありました多子計算によ</p>

	<p>る年齢制限が改められたため、グレーになっている部分が、旧では見にくくなっていたのですが、約 360 万円以下の家庭においては所得制限が撤廃されましたので、小学生、中学生、高校生、大学生等も 1 子・2 子として数えられることができるようになりましたので、様式をこのように改めさせていただいております。</p> <p>もう 1 点の変更点の、ひとり親世帯の確認をする必要がありますので、左下のグレーの部分、「右記に該当する場合はチェックを付けてください」のところに、「ひとり親世帯の条件に該当します」という欄を付け加えさせていただきました。この 2 つについて、変更させていただいております。</p> <p>もう 1 枚は、様式の 7 で実績報告書ですが、これは先ほどの事業計画書と同じように第 2 子・第 3 子の所得階層について、補助対象とならない階層がなくなりましたので、先ほどの様式 2 と同じように変更をさせていただいております。以上、変更点について簡単ではありますが説明させていただきました。よろしくお願ひします。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。国の幼稚園の就園奨励費補助金制度の改正に伴って様式を変更したということで、説明がありましたけれども、委員の皆さんは何か質疑等ございますか。</p>
山本委員長	<p>特に、ございませんね。</p>
山本委員長	<p>それでは、議案第 5 号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決することで異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声。</p>
山本委員長	<p>それでは、議案第 5 号については、原案のとおり可決することに決まりました。</p>
山本委員長	<p>次に、議案第 6 号 平成 29 年度使用四條畷市立小学校教科用図書の採択についてを議題とします。事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
河上教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>議案第 6 号につきまして、平成 29 年度使用四條畷市立小学校教科用図書の採択についてご審議をお願いしたいと思います。平成 29 年度使用の小学校の図書につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により別紙のとおり採択を求めるものでございます。平成 29 年度に使用する教科用の図書の採択というものを、今年度また新たにお願いをするというものでございます。1 枚めくっていただきまして、以上のような教科用図書の採択をお願いしたいと思っております。</p> <p>併せましてもう 1 枚めくっていただきまして、関連いたしますので、議案</p>

<p>山本委員長</p>	<p>第7号についてもご審議をお願いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
<p>河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>議案第7号につきましては、四條畷市立中学校教科用図書に採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により別紙のとおり採択を求めるものでございます。昨年度ご審議いただきまして採択をいたしました教科用図書の中学校、国語から英語科までの一覧を載せています。来年度に使用します教科用図書につきましては、義務教育（小学校）の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に義務教育（小学校）において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める機関、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものというふうにございます。</p> <p>この法律の中で言います、定める期間とは、4年でございます。したがって、平成29年度に一律小学校で使用する教科用図書につきましては、平成27年度に採択したものと同一のもの。同じく、中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、平成28年度に採択されました教科書と同一のものとなっております。以上で議案第6号・第7号あわせてご審議をよろしくお願いたします。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。河上上席から内容説明がありましたけれども、小学校及び中学校の教科用図書の採択について、何か質疑等ございますか。</p>
<p>田伏委員</p>	<p>はい。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>田伏委員</p>	<p>中学校使用の教科用図書についてですが、本年度4月から移行されたかと思うのですが、現在までの間のスムーズな移行ができたのかと、英語の教科書についての説明をもう一度お伺いしたいのですが。</p>
<p>河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>平成29年4月から中学校の教科用図書がかわりまして、現在のところ特に学校現場で混乱は生じてないと確認しています。我々も各小中学校の授業を見せてもらいによく行くのですが、その中でもスムーズに移行はなされているものだと思っております。</p> <p>指導書という教科書をどのように指導するかというものも全て配備をしておりますので、先生方にそれを使っていただいて教えていただいております。ただ、この教科書でどう教えるのかという研修は、教育委員会として引き続きやっていきたいなと思っております。</p>

	<p>英語科につきましては、使用する単語が教科書会社によって若干違うということがありまして、混乱が生じる恐れがありますので、学年移行ということを英語科はしております。昨年度採択した英語の教科書は1年生のみ使っています。2年生・3年生については、以前から採択している教科書をそのまま使っています。英語科だけは一斉に変わらず、学年ごとに変わっているという次第ですので、来年度は3年生だけがまだ以前採択した教科書を使っているという状況でございます。</p>
山本委員長	<p>今の内容説明でよろしいでしょうか。</p>
田伏委員	<p>ありがとうございました。</p>
山本委員長	<p>あと、ございませんか。</p>
山本委員長	<p>それでは、ないようですので、議案第6号と第7号については、あわせて採択をお願いしたいと思います。報告通りで異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
山本委員長	<p>それでは、議案第6号 平成29年度使用四條畷市立小学校教科用図書の採択及び議案第7号 平成29年度使用四條畷市立中学校教科用図書の採択につきましては、原案のとおり可決いたします。</p>
山本委員長	<p>続きまして、議案第8号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局から内容説明をお願いします。</p>
杉本地域教育課長	<p>議案第8号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてでございます。社会教育委員の委員辞職に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要が生じたため、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱したく、本案を提案するものでございます。</p> <p>新旧対照表の中座のあたり、新任のところに丸がついているかと思いますが、そちらの左側、中村勝善委員につきましては辞職が提出されましたので、PTA 協議会の方から推薦がありました、森田武雄氏を新たな社会教育委員として推薦したく本案を提案しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
山本委員長	<p>はい、社会教育委員の委嘱について、何か質疑等ございますか。</p> <p>「備考欄の内容が違う」の声</p>

杉本地域教育課長	<p>今、ご指摘のとおり、新旧対照表、羽森清司委員と乾昭彦委員の備考欄が前任の校長先生の就任されていた所が入っておりますのを訂正させていただきます。羽森清司委員につきましては南小学校、乾昭彦委員につきましては南中学校に訂正をお願いいたします。あわせて、名簿案の森田武雄委員の在任期間が、前任の期間を引き継ぎますので、平成28年7月1日から平成29年5月31日までとなりますことを報告いたします。よろしくお願いいたします。</p>
山本委員長	<p>ありがとうございました。</p>
杉本地域教育課長	<p>申し訳ございません。書類に不備が多く申し訳ありませんが、社会教育委員名簿案の在任期間が訂正できていないところが多いです。川西委員から乾委員まで、在任期間につきましては、平成27年とありますが、皆さん同じ、平成29年5月31日までとなります。申し訳ございませんでした。</p>
山本委員長	<p>皆さん、訂正の方、よろしくお願いいたします。</p>
山本委員長	<p>それでは、今、訂正した部分を含めまして、原案のとおり可決することに異議はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
山本委員長	<p>異議なしということですので、議案第8号 四條畷市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。</p>
山本委員長	<p>以上で、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年10月26日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委 員 田伏 義孝